

令和2年度白鷹町新規狩猟免許取得等支援事業費補助金取扱要領

(目的)

第1条 令和2年度白鷹町新規狩猟免許取得等支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条に定める会長が定める事項は、本要領に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 要綱第4条に定める経費は次に掲げるものとする。

【狩猟免許取得に係る経費】

- (1) 狩猟免許初心者講習会受講料
- (2) 狩猟免許試験受験申請料
- (3) 狩猟免許試験受験申請に必要な書類の取得手数料（診断書、証明写真）

【鉄砲所持の許可に係る経費】

- (1) 猟銃等初心者講習会受講料
- (2) 教習資格認定申請料
- (3) 猟銃用火薬等譲受許可申請料
- (4) 射撃講習受講料
- (5) 鉄砲所持許可申請料
- (6) 前各号の申請に必要な書類の取得手数料（診断書、戸籍抄本、住民票等）

【鉄砲の所持に係る経費】

- (1) 鉄砲の購入費
- (2) 銃ロッカー及び弾ロッカーの購入費

【狩猟者登録に係る経費】

- (1) 狩猟者登録手数料
- (2) 狩猟税

【猟友会の入会に係る経費】

- (1) 大日本猟友会会費
- (2) 山形県猟友会会費
- (3) 山形県猟友会西おきたま支部白鷹分会入会費及び会費
- (4) ハンター保険

(補助金の額)

第3条 補助金の額については、1人あたりの限度額を5万円とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月3日から施行する。